



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成31年3月26日火曜日 第3063号

## ◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定..... (健康増進課) ... 204

農用地利用配分計画の認可申請..... (農政課農地・担い手対策室) ... 204

漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生..... (水産課) ... 205

漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅..... ( " ) ... 205

知事管理量に係るくろまぐろの採捕の数量の超過..... ( " ) ... 205

港湾施設の概要..... (港湾海岸課) ... 205

二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格者の指定の一部改正..... (建築住宅課) ... 206

指定障害福祉サービス事業者の指定..... (東予地方局地域福祉課) ... 207

指定障害福祉サービス事業の廃止..... ( " ) ... 207

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (東予地方局環境保全課) ... 208

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要..... ( " ) ... 209

道路の区域変更(県道北条玉川線)..... (東予地方局今治土木事務所) ... 211

道路の供用開始(県道北条玉川線)..... ( " ) ... 211

道路の供用開始(県道大島環状線)..... ( " ) ... 211

道路の供用開始(県道粟井浅海線)..... (中予地方局管理課) ... 211

道路の供用開始(県道網代鳥越線)..... (南予地方局管理課) ... 212

道路の区域変更(一般国道197号)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 212

道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 212

道路の区域変更(県道小田河辺大洲線)..... ( " ) ... 212

道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 212

道路の区域変更(県道坊屋敷小田線)..... ( " ) ... 213

道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 213

道路の供用開始(一般国道380号)..... ( " ) ... 213

道路の供用開始(県道菅田五郎停車場線)..... ( " ) ... 213

道路の供用開始(県道内子双海線)..... ( " ) ... 214

道路の供用開始(県道伊延東多田線)..... (南予地方局西予土木事務所) ... 214

### 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... (選挙管理委員会) ... 214

## 告 示

### ○愛媛県告示第240号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成31年3月26日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
有限会社センター薬局	松山市会津町11番地	有限会社センター薬局	精神通院医療(薬局)	平成31年3月1日

### ○愛媛県告示第241号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課

農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成31年3月26日

愛媛県知事 中村時広

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積 (㎡)
桑 原 勝	愛媛県東温市	愛媛県東温市南方字道向1293番2	1,680
渡 部 東 吾	愛媛県東温市	愛媛県東温市南方字広町2370番2	1,250
大 西 幸 藏	愛媛県東温市	愛媛県東温市南方字竹鼻1438番1ほか3筆	7,346
株式会社 瀬戸内ゆうき農場	愛媛県松山市	愛媛県松山市谷町甲777番1ほか2筆	2,905
株式会社 Cnoファーム	愛媛県伊予郡松前町	愛媛県伊予郡松前町大字昌農内字別当144番1ほか4筆	5,639
農事組合法人 加茂ファーム	愛媛県西予市	愛媛県西予市宇和町加茂42番1ほか15筆	10,955
株式会社 あう農園	愛媛県北宇和郡鬼北町	愛媛県北宇和郡鬼北町大字国遠145番1ほか5筆	9,670
田 中 啓 介	愛媛県喜多郡内子町	愛媛県八幡浜市川上町川名津甲14番1ほか2筆	2,743
宮 本 純 子	愛媛県西条市	愛媛県西条市古川字古新開乙44番1ほか3筆	3,993

2 申請年月日  
平成31年 3月12日

○愛媛県告示第242号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成31年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

（南予地方局産業経済部八幡浜支局管内）

三机加入区	大江志津小島加入区
-------	-----------

○愛媛県告示第243号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成27年3月愛媛県告示第396号）による保険に付すべき義務は、平成31年3月25日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成31年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

（南予地方局産業経済部八幡浜支局管内）

三机加入区	大江志津小島加入区
-------	-----------

○愛媛県告示第244号

愛媛県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（平成30年愛媛県規則第52号）第2条第2号に規定する漁船漁業等に係る30キログラム未満のくろまぐろの採捕の数量が、当該くろま

ぐろの管理期間（平成30年7月1日から平成31年3月31日まで）の知事管理量を超えるおそれが著しく大きいので、同条の規定に基づき告示し、同規則第3条の知事が定める日を当該管理期間の末日とする。

平成31年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第245号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、東予港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成31年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
泊 地	西条市大新田280番地、278番地2及び282番地地先	面積 35,280.40平方メートル 水深 2.5メートル
防 波 堤	西条市大新田280番地及び282番地地先	延長 105.00メートル
護 岸	西条市大新田282番地	延長 493.40メートル
物 揚 場	同 上	延長 380.00メートル 水深 2.5メートル
小 型 棧 橋	西条市大新田282番地地先	延長 120.4メートル 水深 2.5メートル
小 型 棧 橋	同 上	延長 36.5メートル 水深 2.5メートル
小 型 棧 橋	同 上	延長 36.5メートル 水深 2.5メートル
道 路	西条市大新田282番地	延長 625.55メートル 幅員 10.50メートル
道 路	同 上	延長 64.60メートル 幅員 7.5メートル
駐 車 場	同 上	面積 1,353.20平方メートル 未舗装
野 積 場	西条市大新田282番地	面積 907.79平方メートル 未舗装
野 積 場	同 上	面積 3,044.77平方メートル 未舗装
野 積 場	同 上	面積 1,333.89平方メートル 未舗装
野 積 場	同 上	面積 934.20平方メートル 未舗装
野 積 場	同 上	面積 524.07平方メートル 未舗装
野 積 場	西条市大新田278番地2	面積 286.13平方メートル 未舗装
野 積 場	同 上	面積 1,194.47平方メートル 未舗装

○愛媛県告示第246号

建築士法第15条第3号に規定する二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格者の指定（平成20年11月愛媛県告示第1668号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																										
<p>1 次の表の左欄に掲げる学校において、同表の中欄に掲げる科目を修めて卒業した後（学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同表の右欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校</th> <th>科 目</th> <th>年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育法_____による大学又は高等専門学校</td> <td>建築士法第15条第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成20年6月国土交通省告示第743号。以下「第1号告示」という。）の第1に規定する科目（第1号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育法による高等学校又は中等教育学校</td> <td>建築士法第15条第2号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成20年6月国土交通省告示第744号。以下「第2号告示」という。）の第1に規定する科目（第2号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>			学校	科 目	年数	学校教育法_____による大学又は高等専門学校	建築士法第15条第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成20年6月国土交通省告示第743号。以下「第1号告示」という。）の第1に規定する科目（第1号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	省略	省略	省略		学校教育法による高等学校又は中等教育学校	建築士法第15条第2号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成20年6月国土交通省告示第744号。以下「第2号告示」という。）の第1に規定する科目（第2号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	省略	<p>1 次の表の左欄に掲げる学校において、同表の中欄に掲げる科目を修めて卒業した後_____、同表の右欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校</th> <th>科 目</th> <th>年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育法（昭和22年法律第26号）_____による大学又は高等専門学校</td> <td>建築士法第15条第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成20年6月国土交通省告示第743号_____。以下「第1号告示」という。）の第1に規定する科目（第1号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育法による_____高等学校又は中等教育学校</td> <td>建築士法第15条第2号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成20年6月国土交通省告示第744号_____。以下「第2号告示」という。）の第1に規定する科目（第2号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>			学校	科 目	年数	学校教育法（昭和22年法律第26号）_____による大学又は高等専門学校	建築士法第15条第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成20年6月国土交通省告示第743号_____。以下「第1号告示」という。）の第1に規定する科目（第1号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	省略	省略	省略		学校教育法による_____高等学校又は中等教育学校	建築士法第15条第2号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成20年6月国土交通省告示第744号_____。以下「第2号告示」という。）の第1に規定する科目（第2号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	省略
学校	科 目	年数																											
学校教育法_____による大学又は高等専門学校	建築士法第15条第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成20年6月国土交通省告示第743号。以下「第1号告示」という。）の第1に規定する科目（第1号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	省略																											
省略	省略																												
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	建築士法第15条第2号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成20年6月国土交通省告示第744号。以下「第2号告示」という。）の第1に規定する科目（第2号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	省略																											
学校	科 目	年数																											
学校教育法（昭和22年法律第26号）_____による大学又は高等専門学校	建築士法第15条第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成20年6月国土交通省告示第743号_____。以下「第1号告示」という。）の第1に規定する科目（第1号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	省略																											
省略	省略																												
学校教育法による_____高等学校又は中等教育学校	建築士法第15条第2号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成20年6月国土交通省告示第744号_____。以下「第2号告示」という。）の第1に規定する科目（第2号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	省略																											
<p>注 科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（専門職大学及び短期大学を除く。）にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の、同法による専門職大学にあっては専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）の、同法による短期大学（専門職短期大学を除く。）にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の、同法による専門職短期大学にあっては専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）の、同法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第34号）の規定の例によるものとする。</p>			<p>注 科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（_____短期大学を除く。）にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の_____、同法による短期大学_____にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の_____、同法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号_____）の規定の例によるものとする。</p>																										
<p>2 次の表の第1欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表の第2欄に掲げる年数以上で、同表の第3欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の第4欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校</th> <th>修業年限</th> <th>科目</th> <th>年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			学 校	修業年限	科目	年数	省略				<p>2 次の表の第1欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表の第2欄に掲げる年数以上で、同表の第3欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の第4欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校</th> <th>修業年限</th> <th>科目</th> <th>年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			学 校	修業年限	科目	年数	省略											
学 校	修業年限	科目	年数																										
省略																													
学 校	修業年限	科目	年数																										
省略																													

学校教育法による中学校又は 義務教育学校	省略		
-------------------------	----	--	--

注 省略

3 次の表の第1欄に掲げる学校を卒業した後、更に職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表の第2欄に掲げる年数以上で、同表の第3欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の第4欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業年限	科目	年数
省略			
学校教育法による中学校又は 義務教育学校	省略		

注 省略

4～7 省略

学校教育法による中学校	省略		
-------------	----	--	--

注 省略

3 次の表の第1欄に掲げる学校を卒業した後、更に職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表の第2欄に掲げる年数以上で、同表の第3欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の第4欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業年限	科目	年数
省略			
学校教育法による中学校	省略		

注 省略

4～7 省略

○愛媛県告示第247号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成31年 3月26日

愛媛県東予地方局長 高橋正浩

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811300635	社会福祉法人澄心	愛媛県四国中央市豊岡町大町2005番1	井原佳代	就労定着支援	ぼれぼれウインカル	愛媛県四国中央市三島宮川2丁目4番2号	平成30年10月1日
3810600761	特定非営利活動法人縁	愛媛県西条市喜多川610番地の4	森田進	就労継続支援B型	森田家製麺所	愛媛県西条市喜多川610番地の4	平成30年11月1日
3810500755	NPO法人サスケ工房	愛媛県新居浜市西町1番30号	白石光廣	就労移行支援	サスケ・アカデミー新居浜	愛媛県新居浜市高木町2番20号アーバンライフビル3-2	平成30年11月9日
3811300643	医療法人明生会	愛媛県四国中央市金生町下分1249番地の1	長谷川一朗	居宅介護	指定訪問介護事業所「ふれあい」	愛媛県四国中央市金生町下分1243番地の1	平成31年1月1日
3811300643	医療法人明生会	愛媛県四国中央市金生町下分1249番地の1	長谷川一朗	重度訪問介護	指定訪問介護事業所「ふれあい」	愛媛県四国中央市金生町下分1243番地の1	平成31年1月1日
3811300643	医療法人明生会	愛媛県四国中央市金生町下分1249番地の1	長谷川一朗	同行援護	指定訪問介護事業所「ふれあい」	愛媛県四国中央市金生町下分1243番地の1	平成31年1月1日

○愛媛県告示第248号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成31年 3月26日

愛媛県東予地方局長 高橋正浩

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810200190	特定非営利活動法人フラット	愛媛県今治市北宝来町3丁目1番地13	村上敬子	重度訪問介護	特定非営利活動法人フラット居宅介護事業所	愛媛県今治市北宝来町3丁目1-13	平成30年9月30日
3810200414	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	森信介	同行援護	ニチイケアセンターしまなみ	愛媛県今治市波止浜11番地28号	平成30年9月30日
3811300049	三島交通株式会社	愛媛県四国中央市三島朝日2丁目1番10号	久門憲男	重度訪問介護	三島介護サービス	愛媛県四国中央市三島朝日2丁目1番10号	平成30年9月30日
3811300379	株式会社花・花	愛媛県四国中央市川之江町3310番地8	高橋真美	居宅介護	赤いうさぎ	愛媛県四国中央市川之江町3310番地8	平成30年12月31日

3811300379	株式会社花・花	愛媛県四国中央市川之江町3310番地 8	高 橋 真 美	重度訪問介護	赤いうさぎ	愛媛県四国中央市川之江町3310番地 8	平成30年12月31日
------------	---------	----------------------	---------	--------	-------	----------------------	-------------

○愛媛県告示第249号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成31年 3月26日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

四国電力株式会社  
香川県高松市丸の内2番5号  
取締役社長 佐伯 勇人

2 事業場の名称及び所在地

四国電力株式会社西条発電所  
西条市喜多川853番地

3 特定施設に関する事項

(1) 1号排煙脱硫装置

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第63号の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり1,749,000ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成35年6月30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.0~6.0 最大 5.0~6.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 59 最大 60
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,000 最大 1,000
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 51 最大 51
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 40 最大 50
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 230 最大 230	

備考 汚水等は、総合排水処理装置へ送水する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 総合排水処理装置

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	平成35年6月30日		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
処理施設の種類	物理処理、化学処理及び生物処理		
処理施設の型式	総合排水処理装置		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート造		
処理施設の主要寸法	第一総合排水処理装置 縦 32.5メートル 横 120.0メートル 第二総合排水処理装置 縦 57.0メートル 横 110.5メートル		
処理施設の能力	1日当たり2,900立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集沈殿、ろ過、脱窒、COD吸着、中和処理方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1.0~14.0 最大 1.0~14.0	通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 150	通常 10 最大 15
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 800 最大 1,000	通常 5 最大 25
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 70 最大 160	通常 10 最大 30
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 50	通常 1 最大 4
	通常 2,040 最大 2,900	通常 2,040 最大 2,900	

備考 汚水等は、総排排水口より排水する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 総排排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	5.5~8.5
		最大	5.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	10
		最大	15
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	5
	最大	25	
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	10	
	最大	30	
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	1	
	最大	4	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	2,040	
	最大	2,900	

(2) 冷却水排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	7.7~8.2
		最大	7.7~8.2
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	1.7
		最大	5.6
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	5.6
	最大	7.4	
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.32	
	最大	0.62	
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.032	
	最大	0.051	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	2,540,000	
	最大	2,540,000	

備考 この他に雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第250号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成31年 3月26日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
四国電力株式会社  
香川県高松市丸の内2番5号  
取締役社長 佐伯 勇人
- 事業場の名称及び所在地

四国電力株式会社西条発電所

西条市喜多川853番地

3 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第63号の3及び第74号

4 変更しようとする事項の内容

特定施設の構造、特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量、排出水の排出系統別の汚染状態及び量並びに用水及び排水の系統

5 特定施設に関する事項

(1) 2号排煙脱硫装置

	変更前	変更後
特定施設の型式	川崎重工工業株式会社 湿式マグネシウム石こう法	湿式マグネシウム石こう法

備考 汚水等は、総合排水処理装置へ送水する。

(2) 総合排水処理装置

	変更前	変更後
特定施設の型式	荏原インフィルコ株式会社 凝集沈殿、ろ過、COD吸着、中和処理方式	総合排水処理装置
特定施設の主要寸法	縦 32.5メートル 横 120.0メートル	第一総合排水処理装置 縦 32.5メートル 横 120.0メートル 第二総合排水処理装置 縦 57.0メートル 横 110.5メートル
特定施設の能力	1日当たり1,750立方メートル処理	1日当たり2,900立方メートル処理
原材料の種類及び1日当たりの使用量	凝集剤(硫酸バンド等) 1日当たり約1トン 中和剤(消石灰等) 1日当たり約3トン	凝集剤(硫酸バンド等) 1日当たり約1.5トン 中和剤(消石灰等) 1日当たり約5トン 栄養剤(硫酸アンモニウム等) 1日当たり約0.5トン
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム) 通常 5 最大 50 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) 通常 15 最大 60 りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) 通常 1 最大 8	通常 5 最大 25 通常 10 最大 30 通常 1 最大 4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,280 最大 1,750	通常 2,040 最大 2,900

備考 汚水等は、総合排水口より排水する。

6 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 総合排水処理装置

	変更前	変更後
処理施設の型式	荏原インフィルコ株式会社 凝集沈殿、ろ過、COD吸着、中和処理方式	総合排水処理装置

処理施設の主要寸法	縦 32.5メートル 横 120.0メートル	第一総合排水処理装置 縦 32.5メートル 横 120.0メートル 第二総合排水処理装置 縦 57.0メートル 横 110.5メートル			
処理施設の能力	1日当たり1,750立方メートル処理	1日当たり2,900立方メートル処理			
汚水等の処理の方式	凝集沈殿、ろ過、COD吸着、中和処理方式	凝集沈殿、ろ過、脱窒、COD吸着、中和処理方式			
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~2 最大 1~2	通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5	通常 1.0~14.0 最大 1.0~14.0	通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 30	通常 10 最大 15	通常 20 最大 150	通常 10 最大 15
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 400 最大 1,000	通常 5 最大 50	通常 800 最大 1,000	通常 5 最大 25
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 150	通常 15 最大 60	通常 70 最大 160	通常 10 最大 30
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20	通常 1 最大 8	通常 10 最大 50	通常 1 最大 4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,280 最大 1,750	通常 1,280 最大 1,750	通常 2,040 最大 2,900	通常 2,040 最大 2,900	

備考 汚水等は、総排排水口より排水する。

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 総排排水口(既設)

汚水等の汚染状態の値	項目	変更前	変更後
汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5	廃止
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15	
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 50	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 60	
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 8	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,280 最大 1,750		

(2) 冷却水排水口(既設)

汚水等の汚染状態の値	項目	変更前	変更後
汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.7~8.2 最大 7.7~8.2	廃止
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.7 最大 5.6	
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.6 最大 7.4	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.32 最大 0.62	
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.032 最大 0.051	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,200,000 最大 1,200,000		

(3) 総排排水口(新設)

汚水等の汚染状態の値	項目	変更前	変更後
汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)		通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)		通常 10 最大 15
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)		通常 5 最大 25
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)		通常 10 最大 30
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)		通常 1 最大 4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 2,040 最大 2,900	

(4) 冷却水排水口(新設)

汚水等の汚染状態の値	項目	変更前	変更後
汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)		通常 7.7~8.2 最大 7.7~8.2
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)		通常 1.7 最大 5.6
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)		通常 5.6 最大 7.4

窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.32 最大 0.62
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.032 最大 0.051

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2,540,000 最大 2,540,000
----------------------------	------------------------------

備考 この他に雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	北条玉川線	今治市玉川町龍岡下字原田丁230番24地先から 同町龍岡下字藤原甲757番5地先まで	旧	メートル 12.6～18.8	キロメートル 0.036	
		今治市玉川町龍岡下字原田丁230番24から 同町龍岡下字藤原甲757番5まで	新	14.5～22.5	0.036	

○愛媛県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	北条玉川線	今治市玉川町龍岡下字原田丁230番24から 同字丁230番23まで	平成31年 3月26日

○愛媛県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大島環状線	今治市宮窪町余所国2087番6地先から 同町余所国2085番3地先まで	平成31年 3月26日

○愛媛県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	粟井浅海線	松山市浅海本谷乙245番6から 同市浅海本谷乙246番7まで	平成31年 3月26日



○愛媛県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	網代鳥越線	宇和島市津島町成464 - 4 から 同町成464 - 4 まで	平成31年 3月26日

○愛媛県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	大洲市菅田町宇津甲419番2 から 同市菅田町宇津甲414番2 まで	旧	メートル 9.6 ~ 10.3	キロメートル 0.077	
			新	9.6 ~ 13.6	0.077	

○愛媛県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	大洲市菅田町宇津甲419番2 から 同市菅田町宇津甲414番2 まで	平成31年 3月26日

○愛媛県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市河辺町植松550番地先から 同町植松543番1 地先まで	旧	メートル 5.4 ~ 17.1	キロメートル 0.097	
			新	5.4 ~ 17.1	0.097	

○愛媛県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市河辺町植松550番地先から 同町植松543番 1 地先まで	平成31年 3月26日

○愛媛県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	坊屋敷小田線	喜多郡内子町只海甲261番 2	旧	メートル 4.8 ~ 8.5	キロメートル 0.052	
			新	10.8 ~ 12.7	0.052	

○愛媛県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	坊屋敷小田線	喜多郡内子町只海甲261番 2	平成31年 3月26日

○愛媛県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	380号	喜多郡内子町日野川808番 2 から 同町日野川810番 2 まで	平成31年 3月26日

○愛媛県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	菅田五郎停車場線	大洲市新谷甲1060番 2 から 同市新谷甲1067番 6 まで	平成31年 3月26日

○愛媛県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成31年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子双海線	喜多郡内子町河内2089番2 から 同町河内2071番まで	平成31年 3月26日

○愛媛県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成31年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊延東多田線	西予市宇和町東多田87番1 地先から 同町東多田109番4 まで	平成31年 3月26日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成31年 3月26日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大 塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,166,666
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,334
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 245,834

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊 予 郡	43,791	14,597
南 宇 和 郡	19,044	6,348
松山市・上浮穴郡	437,209	139,535
今 治 市・越智郡	140,695	46,899
宇和島市・北宇和郡	77,951	25,984
八幡浜市・西宇和郡	37,939	12,647

新 居 浜 市	100,286	33,429
西 条 市	91,677	30,559
大 洲 市・喜多郡	51,422	17,141
伊 予 市	31,529	10,510
四 国 中 央 市	73,996	24,666
西 予 市	32,930	10,977
東 温 市	28,197	9,399